

Q	A
<p>SDSで「禁水性」の性質がある物質について、4項「応急措置」の「皮膚に付着した場合」や「眼に入った場合」に「水で洗い流す」ような記載が多くあります。「禁水性」なのに水で洗うのかと疑問が生じます。</p> <p>とはいえ、緊急時の対応なので他の方法はあまりないと思いますが、記載についてそこまで気にしなくても良いのかご教示願います。</p>	<p>GHSの物理化学的危険性において「禁水性物質」という危険有害性項目はありません。日本の消防法における「第3類：禁水性物質」を意図したご質問かと思われませんが、所管官庁等が指定する適切な応急措置をご確認ください。</p> <p>なお、GHSの「水反応可燃性化学品」における注意書きの文言として「皮膚に付着した場合：固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸すこと」といったものもあり、おそらくこれはごく少量の物質に対する大量の水が想定されていて問題ないといった見解かもしれませんが、いずれにしましても疑問点はSDSの提供元にお尋ねください。化学品を安全に取り扱うためのSDSですので、気になる点や疑問点は解消いただくべきかと存じます。</p>
<p>安衛法で規定しているSDS対象物質以外の"危険有害性を有するすべての化学物質"とはGHS分類で少なくとも"!!"マークが付く物質という理解で良いのでしょうか。</p>	<p>どの分類区分でどの絵表示が付くかという対応関係は、JIS Z 7253で規定されており、区分が付いても絵表示が付かない場合もあるのでご注意ください（例：引火性液体の区分4は絵表示なし）。安衛法で規定している危険有害性を有するすべての化学物質とは何かにつきましては、厚生労働省にお尋ねください。</p>
<p>来年に予定されているJISZ7252とJISZ7253の改正のスケジュール等で確定していることがあればご教示ください。</p>	<p>令和7年（2025年）中の改正が見込まれておりますが、詳細なスケジュール等については未定となっております。</p>
<p>なぜJIS分類は濃度が高いほうを選びましたか？</p>	<p>詳細な背景については当方から回答いたしかねますが、国内の業界からの要望等を踏まえて、JISの原案作成委員会で検討の上、設定されたものと思われれます。</p>
<p>日本と海外で採用する濃度基準が異なる場合があるとのことですが、それは法的なルールの違いでしょうか。それともガイドランス（指針）の違いなのでしょう。</p>	<p>国によって国内規制へのGHSの導入状況は異なり一概には回答いたしかねますが、法令レベルでの違いとお考えいただいたほうがよろしいかと考えます。下記の国別のGHS実施状況もご参照ください。</p> <p>なお、NITE-Gmiccsではそれらの違いに対応できるよう、分類に際してはいずれのカットオフ値も採用できるようにしています。</p> <p>○ (UNECE) GHS implementation: Implementation by country https://unece.org/transport/documents/2021/01/ghs-implementation-implementation-country</p>
<p>本講義からは内容が若干異なりますが、ご教授頂ければと思います。一般消費者向けに供する製品についてはSDSの発行は努力義務となっているが、これを事業で使用する場合はどのように有害性と危険性を把握して行けばよいのでしょうか？ メーカーにSDS発行を要求しましたが、断られてしまいました。</p>	<p>製造メーカーが主として一般消費者の生活の用に供するためのものとして提供している製品（製造メーカーから貴社へ直接譲渡・提供しているわけではない製品）については、ご質問のとおり、SDS提供の義務はございません。その製品を事業として使用される場合（特に貴社からB to Bで他社への提供等がある場合）には、貴社で試験や分析等を行うなどして危険有害性を把握いただき、SDSを作成する必要があるかと考えます。貴社内のみで使われる場合、一般消費者向けの他の法令に適合している製品であれば、取扱説明書等の注意事項を遵守することにより、危険性や有害性は回避できると考えられます。</p>

<p>SDSを入手しても、企業機密等で区分が全く示されておらず、リスクを見積もることが出来ないケースがあります。この場合はどのように危険性と有害性を見積もっていけば良いのでしょうか？本講義とは内容が異なりますがご教授頂ければと思います。</p>	<p>SDS三法の適用を受ける化学品であって、SDSに記載されるべき成分が営業秘密に該当する場合に認められる対応に関しては、下記のQ&A等をご参照いただいた上で、まずは当該SDSの記載内容が法令上認められるものであるかを提供元にご確認いただく必要があると考えます。</p> <p>○（経済産業省）化管法SDS制度に関するQ & A https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html</p> <p>○（厚生労働省）化学物質対策に関するQ & A（ラベル・SDS関係） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html</p>
<p>化学物質リスクアセスメントとして厚労省が提供するCREATE-SIMPLEを使用しております。化学物質A、化学物質Bを混合して使用する場合においても、現状それぞれA,Bに対してCREATE-SIMPLEを実施しています。NITE-MICCSを使用して、化学物質A,Bに対するSDSを作成し、混合物としてCREATE-SIMPLEを実施することは可能でしょうか。又は正しく評価されるでしょうか。</p>	<p>恐れ入りますが、CREATE-SIMPLEへ投入するデータの妥当性等に関しては当方から回答いたしかねます。NITE-Gmiccsを利用し、化学物質AとBの混合物に対するSDS様式での出力は可能ですが、CREATE-SIMPLEの仕様はわかりかねます。また、NITE-Gmiccsでは単一物質の分類、ラベル、SDSには対応しておりませんのでご注意ください。NITE-GmiccsでSDS様式に出力される内容は参考であり、最終的なSDSとするためには利用者の確認と追記が必要な場合がございます。</p>
<p>JIS規格の改訂は2025年にありそうでしょうか？</p>	<p>令和7年（2025年）中の改正が見込まれておりますが、詳細なスケジュール等については未定となっております。</p>
<p>SDSに記載した情報に誤り(参照した文献等が誤っていた場合も含む)があり、当該化学品の使用者に被害が生じた場合、当該SDS作成者にはどのような責任が生じますか。</p>	<p>SDS三法ではラベルやSDSに関し、提供義務違反や虚偽の表示等に対し、罰則が定められていますので、それぞれの法律をご確認ください。また、場合によっては民事訴訟や損害賠償請求の対象となる可能性はあるかと思われます。</p>
<p>安全サイトのSDSの内容の更新はどの頻度でしょうか？酸化アルミニウムは表示通知義務リストから外れましたが、当サイトのSDSの内容は改定前の内容です。</p>	<p>「職場のあんぜんサイト」は厚生労働省が運用しており、更新頻度については当方から回答いたしかねます。厚生労働省へお問い合わせください。</p>
<p>海外向けのSDS作成についてまとまっているサイトなどあればご教示ください。</p>	<p>恐れ入りますが、海外向けのSDS作成に関するサイトはご紹介いたしかねます。参考ではございますが、UNECEから各国のGHS実施状況をまとめた資料が公表されています。</p> <p>○（UNECE）GHS implementation: Implementation by country https://unece.org/transport/documents/2021/01/ghs-implementation-implementation-country</p>
<p>SDS作成にあたり、記載必須事項のデータがない場合は、データなしと記載する必要があるとお話がありましたが、必ずしも必須事項に対するデータの取得義務はないと考えてよいでしょうか？</p>	<p>JIS Z 7253の「表D.1—SDSへの記載内容」において、「必須又は任意の別」が「必須」となっているものは記載必須、「必須※」となっているものについては情報がない場合にその旨を必ず記載します。よって、「必須」の項目（※印が付いていないもの）についてデータが必要とされる場合にはデータを取得する必要があるかと思えます。</p>
<p>項目15で法令記載がある場合、法令適合の根拠として問題ないでしょうか？例えばRoHS適合と記載があれば、RoHS適合宣言の根拠とすることは問題ないでしょうか？</p>	<p>SDSの「項目15－適用法令」は、SDS三法の該非、及び当該化学品に適用される法令に関する情報を記載する項目であり、当該化学品が特定の法令に適合しているかどうかを記載することは想定されておりません。適合性に関する記載があった場合は、SDSの提供元の事業者の詳細をご確認いただいたほうがよいと考えます。</p>

<p>成形品においても、小カテゴリーの必須項目は省略してはいけないのでしょうか？</p>	<p>恐れ入りますが、SDSへの記載内容における小項目の省略可否については当方から回答いたしかねますので、JIS Z 7253に記載の連絡先へお問い合わせください。</p> <p>なお、成形品であるか否かに関わらず、JIS Z 7253では「記載任意の小項目については、SDSの小項目名は、表D.1の小項目名と必ずしも一致していてもよい。」と記載されており、記載を省略することも可能かとは思われます。</p> <p>また、いわゆる「成形品」はそもそもラベル表示やSDS提供の義務がない可能性もありますので、SDS三法の適用を受けるかどうかご確認いただいで上でご対応ください。</p>
<p>ところで、JISの7252/7253の改定はそれらSDS3法の改正に対応する予定はありますか。またその時期は？</p>	<p>恐れ入りますが、JISの改正内容については当方から回答いたしかねます。令和7年（2025年）中の改正が見込まれておりますが、詳細なスケジュール等については未定となっております。</p>
<p>成分の幅が廃止されたと認識しています（例10～20%）</p>	<p>安衛法に関するご質問として回答いたします。ご指摘の点に関しては、下記FAQのQ12-2をご参照ください。</p> <p>○（厚生労働省）化学物質対策に関するQ & A（ラベル・SDS関係） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html</p>
<p>成形品に、伝達物質が閾値以上に含有されていると判明している場合は、含有量の記載は必須でしょうか？</p>	<p>国内法令においてSDSへの記載が求められている場合は「含有率」（「含有量」ではありません。）を記載する必要があります。</p> <p>なお、いわゆる「成形品」はそもそもラベル表示やSDS提供の義務がない可能性もありますので、SDS三法の適用を受けるかどうかご確認いただいで上でご対応ください。</p>
<p>委託製造元から提供された化学物質の含有量が範囲である場合の計算方法は中間値をとるのでしょうか。また、その場合、第3項にも中間値を表記する義務があるのでしょうか。</p>	<p>ご質問の意図を十分に把握いたしかねますが、GHS分類を実施するための加算式等における「計算方法」ということでしたら、法令等で厳密なルールがあるわけではございません。貴社のご責任の下で計算に用いる値をご判断ください。</p>
<p>成形品のSDSは原則必要ないという認識ですが、昨今成形品のSDS発行を依頼されることが増えました。原則必要ないと伝えていますが、仮に作成する場合、参考となる資料などをNITEで公開されていたりしますか？また今後NITEのWEBアプリで対応できるようになったりしますか？</p>	<p>恐れ入りますが、当方から成形品のSDS作成に関する資料等は公開しておりません。また、現時点でNITE-Gmiccsのアプリ化の予定はございません。</p>
<p>可能な限り明記したくない場合、どのように表記したらよいのでしょうか？</p>	<p>講義中でもご説明しましたとおり、GHSに基づくラベル・SDSは人の健康や環境の保護等を目的としているものであり、化学品の譲渡・提供先の相手方が適切に化学品を取り扱えるよう可能な限り情報を明らかにして伝達すべきものです。もし必要な情報を明記しなかったことが原因で労働災害等が生じた場合は訴訟に発展する可能性もあることを押さえておいていただければと思います。</p> <p>その上で、営業秘密でどうしてもSDSへの記載が難しい場合は、下記FAQに記載の方法をご参照の上、ご対応ください。</p> <p>○（経済産業省）化管法SDS制度に関するQ & A https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html</p> <p>○（厚生労働省）化学物質対策に関するQ & A（ラベル・SDS関係） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html</p>
<p>GHSでSDS作成義務があるものは化学品とのことですが、化学品とそうでないものの分類は、「化学品」と「成形品」の二択であるという理解であっていますでしょうか？</p>	<p>「化学品」と「成形品」というご理解であっていると考えますが、「成形品」の定義は法律によって異なり、「化学品」であっても、医薬品や農薬など日本国内でSDSを規定しているSDS三法においては適用除外になる可能性があるものもあります。二択として明確に分けられない場合もあると考えています。</p>

<p>先ほど2025年に改訂予定と回答されたJIS Z 7252/7253は、国連GHSの第9版と第10版、いずれに準拠する見込みでしょうか？</p>	<p>国連GHS改訂9版に準拠する（一部、改訂10版も取り込まれる）といわれていますが、現時点では未制定のため、当方からの回答は控えさせていただきます。</p>
<p>お客様より成型品でSDSを要求されることがありますが、SDS適用範囲外ということの説明しSDS提供をお断りすることは適切でしょうか。（部品の購入先によっては適用外の成型品であってもSDSを提供している会社もあり、提供可能な場合とそうでない場合があります）</p>	<p>ご指摘のとおり、日本国内においてSDS三法の適用除外要件に当てはまる場合は、SDS提供の義務はありませんが、提供しないことに対し適切かどうかの判断は致しかねます。</p>
<p>スライド25枚目に関して質問です。日本が大きい方のカットオフ値を採用している理由を教えてください。参考までをお願い致します。</p>	<p>詳細な背景については当方から回答いたしかねますが、国内の業界からの要望等を踏まえて、JISの原案作成委員会にて検討の上、設定されたものと思われる。</p>
<p>混合物の表記で、意図的に添加していない物質も対象になるのでしょうか。例えば、副反応物や溶媒の残留成分も対象になるのでしょうか。</p>	<p>SDS三法の対象物質を規定含有率以上含む混合物中を国内の事業者へ譲渡・提供する場合、意図的／非意図的を問わず対象となる可能性があります。残留成分が不明であれば、貴社で分析等を行い、ご確認いただくことをお勧め致します。</p>
<p>ラベルの情報量が増えると、視認性が悪くなりやすいです。たとえば、小さな容器でも視認性を維持できるような良い方法はないでしょうか？</p>	<p>JIS Z7253：2019 付属書F（参考）「小さい容器への表示例について」等をご参照ください。</p>
<p>SDS15項適用法令への記載必須事項と必須ではない事項の区別はどの様にしたらいでしょうか？Q&A 「https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html」のQ12-7では「～等を記載」となっておりますが、「等」ということは必須ではないという意味でしょうか？</p>	<p>「等」は必須ではないことを意味するものではなく、記載事項以外にも該当する場合があります。Q12-7では、安衛法に係る事項は全てが必須と読めますが、「なお、すでに交付されたSDSに係る製品に含有される成分の中に、新たに法令が適用される物質がある場合は、可能な限り速やかに新たな適用法令及び当該法令が適用される含有成分の名称を盛り込んだSDSを譲渡・提供先に通知するように努めるとともに、変更されたSDSが通知されるまでの間、ホームページへの掲載等により、譲渡・提供先に対して、新たな適用法令及び当該法令が適用される含有成分の名称を通知するよう努めること。」の部分につきましては、努力義務すなわち必須ではないと捉えることができるかと存じます。</p>
<p>混合物の分類で危険有害性クラス・区分のつかない物質が含まれるとき、その混合物の分類結果は分類できないとなるのでしょうか。例えば発がん性区分1の物質が濃度限界以上含まれている混合物に分類できない物質が含まれている場合はどのように分類すればいいのでしょうか。</p>	<p>危険有害性項目によって判定基準は異なりますので、JIS Z 7252又は「事業者向けGHS分類ガイダンス」をご参照ください。例えば、発がん性の場合、JIS Z 7252では、少なくとも1種類の発がん性区分1の物質を濃度限界（0.1%）以上含有する場合、混合物として区分1に分類する判定基準が示されています。残り99.9%の成分の発がん性については不明であっても、「分類できない」とすることはできません。</p>
<p>成形品であっても有害物質を放出するものはSDS適用範囲除外されないとのことですが、微々たる希釈溶剤が残留する場合も当てはまるのでしょうか。</p>	<p>SDS三法の対象物質を規定含有率以上含む混合物を国内の事業者へ譲渡・提供する場合、意図的／非意図的を問わず対象となる可能性があります。残留成分やその残留量（率）が不明であれば、貴社で分析等を行い、ご確認いただくことをお勧め致します。</p>
<p>2025年にJIS改訂があったのちに、それに準拠したSDS、ラベルを運用しなければならなくなるスケジュールは、分かりますでしょうか。</p>	<p>令和7年（2025年）中の改正が見込まれておりますが、詳細なスケジュール等については未定となっております。</p>
<p>構成物質に法令改正があった場合、いつごろまでにSDSへ反映し改訂発行すべきでしょうか。</p>	<p>SDSの記載内容に変更がある場合は、変更後のSDSを可能な限り速やかに交付するよう努める必要があります。</p>
<p>各事業所で化学物質を取り扱うSDSを発行されていますが、内容に相似する場合があります。</p>	<p>ご質問の意図がわかりかねますが、日本国内ではJIS Z 7252/7253に準拠した分類と情報伝達を実施することになっております。同じ化学物質であっても、分類に用いるデータの解釈等によって分類結果が異なる場合があります。ひいてはSDSの内容も異なる可能性があります。また、異なる化学物質でも、危険有害性が類似する場合もあり、SDSがよく似た内容になる可能性もあるかと存じます。</p>

<p>日本では、GHSの区分にある分類を採用していない部分がありました。理由はなぜでしょうか？</p>	<p>詳細な背景については当方から回答いたしかねますが、現存する国内法令との関連性や、国内の業界からの要望等を踏まえて設定されたものと思われる。</p>
<p>古い購入品の場合、SDSの更新がメーカーでされない場合があります。その場合は自力でSDSを作成するべきでしょうか、</p>	<p>SDS三法においては、SDSの記載内容に変更がある場合、SDSの提供元は変更後のSDSを速やかに交付するよう努める必要があるとされています。SDSの更新予定について提供元にご確認いただければと思います。なお、当該製品を貴社から別の事業者へ譲渡・提供する場合には、基本的には貴社がSDSを作成する必要があります。</p>
<p>国が提供しているSDSなどのGHS分類の記載を見ると、分類対象外、区分外、分類できない、データなし等の言葉がありますが、これらについての解説をお願いします。</p>	<p>JIS Z 7252の12ページ「表1－判定論理、又は段階的評価での結論部分の語句の補足説明」、下記FAQのQ4-2等をご参照ください。</p> <p>○FAQ（よくあるご質問（政府によるGHS分類結果）） https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_faq.html</p> <p>○JIS改正に伴うフォーマットの変更について https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/pdf/ghs_format_supplementary_2020.pdf</p>
<p>外国のSDSのルールについて調査する手法について伺いたいです。</p>	<p>基本的には当該国の規制等に精通した事業者等にご相談いただくか、当該国当局へお問い合わせいただくことになるかと存じます。参考ではございますが、UNECEから各国のGHS実施状況をまとめた資料が公表されています。</p> <p>○（UNECE）GHS implementation: Implementation by country https://unece.org/transport/documents/2021/01/ghs-implementation-implementation-country</p>
<p>Gmiccsの利用状況（アクセス数、システム利用数、SDS・など）はどこで公開されておりますか？</p>	<p>常時公開はしておりませんが、経済産業省 行政執行法人年度評価等の資料に概要が掲載される場合があります。</p>
<p>JIS改訂で大幅に改訂されることは何ですか</p>	<p>国連GHS改訂9版に準拠する（一部、改訂10版も取り込まれる）といわれていることから、物理化学的危険性が大きく改正されるものと思われますが、現時点では未制定のため、当方からの回答は控えさせていただきます。</p>
<p>SDS記載の内容が必ずしも正確で無い・意図的に安全側に改ざんされていることがあるというコメントがありました。①提供されたSDSが正確で無さそうだと判断された場合はどのような対応が必要でしょうか？②そのようなSDS/製品/企業の情報入手できる方法はありますか？</p>	<p>確実な対処法はありませんが、他社の同等製品のSDSと比較する等の方法はあると思われます。</p>
<p>SDS作成業務中に生じた疑問などを相談できるような窓口はございますでしょうか。NITE様もしくは関連機関様、特になければその他の機関でも構いませんのでご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>対応範囲が労働安全衛生法に関するご質問に限られておりますが、厚生労働省に化学物質管理に関する相談窓口が設けられており、現在は、テクノヒル株式会社 化学物質管理部門が担当しています。</p> <p>ラベル・SDSの基本的な事項についてはNITEでお答えできる場合もございますが、個別の詳細な内容についてはお答えできませんので、上記テクノヒル株式会社にご相談ください。</p>
<p>クリエイトシンプルVer3.0で化学物質のリスクアセスメント評価を行っていますが、改訂前のSDSには細かい成分表示があるが、最新版のSDSでは非公開となり主成分等の表示がなくなっている物があります。この場合、どちらのSDSを参照してRA評価に反映すべきかご教示を頂きたい、宜しくお願いします。</p>	<p>クリエイトシンプル及びそれを用いたリスクアセスメントに関しましては、弊機構では回答いたしかねますので、ご了承ください。</p>

<p>各国のGHS採用版が載っているUNのホームページアドレスを具体的に教えていただきたいです。よろしくお願いたします。</p>	<p>各国のGHS実施状況をまとめた資料はUNECEで公表されています。</p> <p>○ (UNECE) GHS implementation: Implementation by country https://unece.org/transport/documents/2021/01/ghs-implementation-implementation-country</p>
<p>業務で仕入先よりSDSを入手し、顧客要求（環境調査など）に対応しています。JIS Z 7252,7253が2025年に改訂されるのですが、それに伴い、SDSを新たに入手した方がよいという認識でいるべきでしょうか。</p>	<p>安衛法上は、SDSの記載内容に変更があった場合には、化学物質を譲渡・提供した相手方に通知する義務がありますが、先方から連絡がない場合には、改訂版の有無を打診するのが望ましいと考えられます。</p>
<p>混合物のSDSで、2項に特に問題ないとなっているが、11項で個々の成分のGHS区分が高いものが十分量含有している場合、表記として問題があると思いませんか？また、3項で企業秘密等で記載されていないが、15項で記載（包括名や1%未満のもの）があれば問題ないのか？</p>	<p>個別の製品につきましては、判断できかねます。</p>
<p>資料の68ページで、SDSは危険有害性が全く無いことを証明する資料ではないとありますが、例えば過度に安全性が強調されているようなSDSが開示されている場合、そのまま鵜呑みにしていいのか、それともなにか対処法があるのでしょうか？</p>	<p>確実な対処法はありませんが、他社の同等製品のSDSと比較する等の方法はあると思われます。</p>
<p>来（2025）年、JIS Z 7253:2019が改定予定されるとの認識でよろしかったでしょうか。また、分かる範囲で良いので、改定内容などご教示頂けたら幸いです。</p>	<p>現時点ではご認識のとおりのご予定となっております。国連GHS改訂9版に準拠する（一部、改訂10版も取り込まれる）といわれていることから、物理化学的危険性が大きく改正されるものと思われますが、現時点では未制定のため、当方からの回答は控えさせていただきます。</p>